

## 保険加入の案内

\*\*\* (公財)富山市体育協会では傷害保険(レクリエーション保険)に加入します\*\*\*

入院・通院について治療日数1日目から、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

死亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)
300万円	300万円	3,000円	1,500円

- 保険の対象として、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。  
※対象とならない怪我
  - ①野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴づれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
  - ②成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)
- 活動場所へ行く際の経路往復中の事故も補償します。
- 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払日数は、90日が限度となります。
- 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- 入院・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

\*\*\*事故が発生した際は当協会職員まで直ちにお知らせ下さい\*\*\*